

○総務省令第五号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十五年政令第二十八号）の施行に伴い、並びに地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の規定に基づき、並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）を実施するため、地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月六日

総務大臣 新藤 義孝

地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（地方自治法施行規則の一部改正）

第一条 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第二項中「、条例制定又は改廃請求のための署名収集委任届出書」を削る。

第十条第一項及び第二項中「、事務監査請求のための署名収集委任届出書」を削る。

第十一条第一項及び第二項中「解散請求のための署名収集委任届出書」を削る。

第十二条第一項及び第二項中「解職請求のための署名収集委任届出書」を削る。

第十二条の二中「規約変更要請請求のための署名収集委任届出書」を削る。

別記投票用紙様式の一その一備考一中「この様式は、」の下に「地方自治法第八十五条第一項において準用する公職選挙法第四十六条第一項の規定による」を加え、同様式その一備考五中「地方自治法」を「地方自治法第二百六十二条第一項において準用する公職選挙法第四十六条第一項の規定による地方自治法」に改める。

別記投票用紙様式の一その二備考一中「この様式は、」の下に「地方自治法第二百九十一条の六第七項において準用する公職選挙法第四十六条第一項の規定による」を加え、同様式その二を同様式その三とし、同様式その一の次に次のように加える。

その二



都(何道府県)(市)
 (町)(村)の議会の
 解散投票

都(道府県)(市)
 (区)(町)(村)
 選挙管理委員会印

○注 意

一 解散に賛成の人は賛成欄に○を、
 反対の人は反対欄に
 ○をつけること。

二 ○のほかは何も書かないこと。

折目

はん 反	たい 対	さん 賛	せい 成

備考

一 この様式は、地方自治法第八十五条第一項において準用する公職選挙法第四十六条の二第一項の規定による普通地方公共団体及び特別区の議会の解散の投票の場合の様式である。

二 用紙の紙質及び用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印については、投票用紙様式の一そ

の 一 に 準 ず る。

三 地 方 自 治 法 第 二 百 六 十 二 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 公 職 選 挙 法 第 四 十 六 条 の 二 第 一 項 の 規 定 に よ
る 地 方 自 治 法 第 二 百 六 十 一 条 第 三 項 の 賛 否 の 投 票 に 用 い る 投 票 用 紙 は、こ の 様 式 に 準 じ て 調 製 す る
も の と す る。

別 記 投 票 用 紙 様 式 の 一 そ の 三 の 次 に 次 の よ う に 加 え る。

そ の 四

表

折 目

--

何広域連合の議会の
解散投票

広域連合選挙
管理委員会印

○注 意

裏

一 解散に賛成の人は賛成欄に○を、
反対の人は反対欄に○をつけること。

二 ○のほかは何も書かないこと。

折目

成

備考

はん 反	たい 対	さん 賛

一 この様式は、地方自治法第二百九十一条の六第七項において準用する公職選挙法第四十六条の二第一項の規定による広域連合の議会の解散の投票の場合の様式である。

二 用紙の紙質及び用紙に押すべき広域連合の選挙管理委員会の印については、投票用紙様式の一その三に準ずる。

別記投票用紙様式の一その一を次のように改める。

その一

--

都（何道府県）（市）（町）（村）の議
 会の議員（都道府県知事）（市町村
 長）何某の解職投票

都（道府県）
 （市）（区）
 （町）（村）
 選挙管理委員
 会印

○注 意

一 解職に賛成の人は賛成と書き、
 反対の人は反対と書

裏

くこと。

二 他^{ほか}のことは書^かかないこと。

折目

備考

一 この様式は、地方自治法第八十五条第一項において準用する公職選挙法第四十六条第一項の規定による普通地方公共団体及び特別区の議会の議員及び長の解職の投票の場合の様式である。

二 用紙の紙質及び用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印並びに地方自治法施行令第百十四
条及び第百十七条において準用する公職選挙法施行令第五十一条の規定による請求に基づいて交付
する投票用紙の様式については、投票用紙様式の一その一に準ずる。
別記投票用紙様式の二その二を次のように改める。

その二

表

折目

都 (何道府県) (市) (町) (村) の議	都 (道府県) (市) (区)
--	--------------------------

会の議員（都道府県知事）（市町村

）（町）（村）

長）何某の解職投票

選挙管理委員

会印

○注 意

裏

一 解職に賛成の人は賛成欄に○を、
反対の人は反対欄
に○をつけること。

二 ○のほかは何も書かないこと。

折目

賛	成

備考

- 一 この様式は、地方自治法第八十五条第一項において準用する公職選挙法第四十六条の二第一項の規定による普通地方公共団体及び特別区の議会の議員及び長の解職の投票の場合の様式である。
- 二 用紙の紙質及び用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印については、投票用紙様式の一その一に準ずる。

別記投票用紙様式の二その二の次に次の二様式を加える。

その三

表

--

はん	たい
反	対

何広域連合の議会の議員（広域連合
の長）何某の解職投票

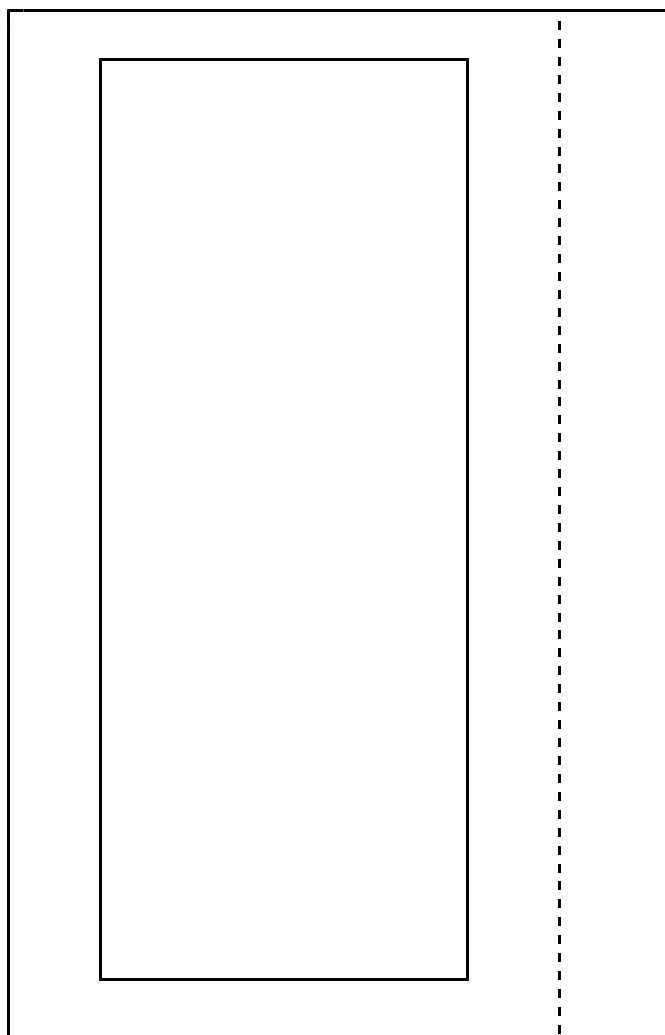
広域連合選挙
管理委員会印

○注 意

一 解職かいしよくに賛成さんせいの人は賛成さんせいと書き、
反対はんたいの人は反対はんたいと書か
くこと。

二 他ほかのことは書かかないこと。

折目



備考

- 一 この様式は、地方自治法第二百九十一条の六第七項において準用する公職選挙法第四十六条第一項の規定による広域連合の議会の議員及び長の解職の投票の場合の様式である。
- 二 用紙の紙質及び用紙に押すべき広域連合の選挙管理委員会の印並びに地方自治法施行令第二百十四条の四及び第二百五十五条の四において準用する公職選挙法施行令第五十一条の規定による請求に

基づいて交付する投票用紙の様式については、投票用紙様式の一その三に準ずる。

その四

表

折目

<p>何広域連合の議会の議員（広域連合の長）何某の解職投票</p> <p>広域連合選挙 管理委員会印</p>
--

裏

○注 意

一 解職かいしよくに賛成さんせいの人は賛成欄さんせいらんに○を、
反対はんたいの人は反対欄はんたいらん
に○をつけること。

二 ○のほかは何なにも書かかないこと。

折目

賛 成

反 対

備考

一 この様式は、地方自治法第二百九十一条の六第七項において準用する公職選挙法第四十六条の二第一項の規定による広域連合の議会の議員及び長の解職の投票の場合の様式である。

二 用紙の紙質及び用紙に押すべき広域連合の選挙管理委員会の印については、投票用紙様式の一その三に準ずる。

別記都(何道府県)〔何郡(市)町(村)〕条例制定(改廃)請求書様式中 「住所 職業 氏 名 印」

「住所 職業 氏 名 印」

印 生年月日 性別
を 性を 改める。

「住所」 (住所) (職業) (氏 名 印)
(生年月日) (性別)

別記何広域連合条例制定(改廃)請求書様式中 「住所 職業 氏 名 印」
(住所) (職業) (氏 名 印) を

「住所 職業 氏 名印

生年月日 性別

(住所) (職業) (氏 名印)

(生年月日) (性別)

に改める。

別記都(何道府県)「何郡(市)町(村)」条例制定(改廃)請求代表者証明書様式中

「住所 氏 名 (住所) (氏 名

「住所 氏 名

生年月日 性別

を に改める。

「(住所) (氏 名)

(生年月日) (性別)

別記何広域連合条例制定(改廃)請求代表者証明書様式中

「住所 氏 名 (住所) (氏 名

「住所 氏 名

を
生年月日 性別

(住所) (氏名)

に改める。

(生年月日) (性別)

別記都(何道府県)〔何郡(市)町(村)〕条例制定(改廃)請求署名収集委任状様式中

「受任者の氏名

住所 都(何道府県)

「住所 都(何道府県)何郡(市)何町(村)大字何(町)何番地

氏名

を

に、

何郡(市)何町(村)大字何(町)何番地

生年月日 何年何月何日

性別 男女

「住所 氏名 印

「氏名 印 生年月日 性別

(氏名)(印) (住所) (氏名)(印)

に改め、同様式備考中「氏名」を「住所、氏

(生年月日) (性別)」

名、生年月日及び性別」に改める。

別記何広域連合条例制定（改廃）請求署名収集委任状様式中

「受任者の氏名

住所 都（何道府県）何郡（市）何町（

「住所 都（何道府県）何郡（市）何町（村）大字何（町）何番地

氏名

を

村）大字何（町）何番地」 生年月日 何年何月何日

性別 男女

「住所 氏

名 印

氏 名 印 生年月日 性別

を

（氏 名 印）「（住所）（氏

名 印）

に改め、同様式備考中

（生年月日）（性別）

「氏名」を「住所、氏名、生年月日及び性別」に改める。

別記都（何道府県）何郡（市）町（村）」条例制定（改廃）請求のための署名収集委任届出書様式及び別記何

広域連合条例制定（改廃）請求のための署名収集委任届出書様式を削る。

別記都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求署名収集証明書様式中

「氏名印」
（氏名）（印）」
を

「住所 氏名 印

生年月日 性別

に改める。

（住所）（氏名）（印）

（生年月日）（性別）」

別記何広域連合条例制定（改廃）請求署名収集証明書様式中

「氏

名印
（名）（印）」
を

住所 氏名 印

生年月日 性別

に改める。

住所) (氏 名 印)

生年月日) (性別) 「

別記都(何道府県)〔何郡(市)町(村)〕事務監査請求書様式及び別記何広域連合事務監査請求書様式

「住所 職業 氏 名 印

中 「住所 職業 氏 名 印 生年月日 性別

(住所) (職業) (氏 名 印) (住所) (職業) (氏 名 印)

(生年月日) (性別) 「

に改める。

別記都(何道府県)〔何郡(市)町(村)〕事務監査請求代表者証明書様式及び別記何広域連合事務監査

「住所 氏 名

「住所 氏 名 生年月日 性別

請求代表者証明書様式中 (住所) (氏 名) (住所) (氏 名) に

(生年月日) (性別) 「

改める。

(市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「、同条第三項に規定する署名収集委任届出書」を削り、「第三号様式から第七号様式まで」を「第三号様式、第四号様式、第六号様式及び第七号様式」に改める。

第二条第二項中「、令第十四条において準用する令第二条第三項に規定する署名収集委任届出書」を削り、「第三号様式から第七号様式まで」及び「第三号様式から第七号様式までの規定」を「第三号様式、第四号様式、第六号様式及び第七号様式」に改め、「、第五号様式中「長及び選挙管理委員会」とあるのは「選挙管理委員会」と」を削る。

第十一条第二項中「、令第二十八条において準用する令第二条第三項に規定する署名収集委任届出書」を削り、「第三号様式から第七号様式まで」及び「第三号様式から第七号様式までの規定」を「第三号様式、第四号様式、第六号様式及び第七号様式」に改め、「及び第五号様式」を削る。

第十二条第二項中「、令第二十九条において準用する令第十四条において準用する令第二条第三項に規定する署名収集委任届出書」を削り、「第三号様式から第七号様式まで」及び「第三号様式から第七号様式までの規定」を「第三号様式、第四号様式、第六号様式及び第七号様式」に改め、「、第五号様式中「長及び選挙管理委員会」とあるのは「選挙管理委員会」と」を削る。

「住所 職業 氏 名 印 住所 職業
第一号様式中 「住所 職業 氏 名 印 生年月日 性別
(住所) (職業) (氏 名) (印)」 を (住所) (職業)

(生年月日) (性別)

氏 名 印

(氏 名) (印) に改める。

「住所 氏

第二号様式中

「住所

氏

名

を

生年月日

性別

(住所)

(氏

名)

(住所)

(氏

名

名)

に改める。

「

第四号様式中

「一 受任者 氏

名

二 住所 都(何道府県)何郡(市)何町(村)大字何(町)何番地

を

二 受任

三 生年

四 性別

都(何道府県)何郡(市)何町(村)大字何(町)何番地

者 氏 名

「氏

名 印

に、

月日 何年何月何日

男女

「住所

氏

名 印

（氏

名）（印）

生年月日

性別

を
「住所」

（氏

名）（印）

に改め、同様式備考中「氏名」を「住

（生年月日）

（性別）

所、氏名、生年月日及び性別」に改める。

第五号様式を次のように改める。

第五号様式 削除

「住所

氏

名

生年月日

性別

（住所）

（氏

名）

（住所）

（氏

（生年月日）

（性別）

第七号様式中

名

名)

に改める。

「

第八号様式中

住所

職業

氏

(住所)

(職業)

(氏

氏

名

印

(氏

名)

(印)

に改める。

「

名

印

を

名)

(印)

「

住所

職業

生年月日

性別

(住所)

(職業)

(生年月日)

(性別)

住所

氏

第九号様式中

「住所

(住所)

氏

(氏

名

を

生年月日

性別

名)

(住所)

(氏

(生年月日)

(性別)

名

名)

に改める。

「

第十一号様式中

「住所

(住所)

職業

氏

名

印

を

生年月日

性別

「住所

職業

名)

(印)

(住所)

(職業)

(生年月日)

(性別)

氏

名

印

に改める。

(氏) 名 (印)

第十二号様式中

「住所 (住所) 氏 氏

名 名 「住所 氏
を 生年月日 性別
「住所 (住所) (氏)

(生年月日)

(性別)

名

名)

に改める。

第十三号様式中

「住所 (住所) 職業 (職業) 氏 氏

名 名 (印) 「住所 (住所) (職業)
を 生年月日 性別

「住所

職業

(生年月日) (性別)

氏 名 印

(氏 名) (印)

に改める。

「

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）の施行の日（平成二十五年三月一日）から施行する。

(地方自治法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方自治法施行規則第九条から第十二条の二までの規定並びに同令別記都(何道府県)〔何郡(市)町(村)〕条例制定(改廃)請求書様式、別記何広域連合条例制定(改廃)請求書様式、別記都(何道府県)〔何郡(市)町(村)〕条例制定(改廃)請求代表者証明書様式、別記何広域連合条例

制定（改廃）請求代表者証明書様式、別記都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求署名収集委任状様式、別記何広域連合条例制定（改廃）請求署名収集委任状様式、別記都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕条例制定（改廃）請求署名収集証明書様式、別記何広域連合条例制定（改廃）請求署名収集証明書様式、別記都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕事務監査請求書様式、別記何広域連合事務監査請求書様式、別記都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕事務監査請求代表者証明書様式及び別記何広域連合事務監査請求代表者証明書様式は、この省令の施行の日以後に改正令第一条の規定による改正後の地方自治法施行令（以下この条及び次条において「新令」という。）第九十一条第二項（新令第九十九条、第一百条、第一百条、第一百六条、第二百一十一条、第二百十二条の二、第二百十二条の四、第二百十三条の二、第二百十四条の二、第二百五条の二、第二百十六条の三及び第二百十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による告示が行われる直接請求について適用し、この省令の施行の日の前日までに改正令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（以下この条及び次条において「旧令」という。）第九十一条第二項（旧令第九十九条、第一百条、第一百条、第一百六条、第二百一十一条、第二百十二条の二、第二百十二条の四、第二百十三条の二、第二百十四条の二、第二百十五条の二、第二百十六条の三及び第二百十七条の

二において準用する場合を含む。）の規定による告示が行われた直接請求については、なお従前の例による。

第三条 第一条の規定による改正後の地方自治法施行規則別記投票用紙様式の一及び別記投票用紙様式の内、この省令の施行の日以後に新令第百条の二第二項（新令第百十三条及び第百十六条の二（これらの規定を新令第百二十条及び第百八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十条、第百八十八条第一項並びに第百十三条の四、第百十四条の三及び第百十五条の三（これらの規定を新令第二十五条の六において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第百九条の三第二項（新令第百十三条、第百十六条の二、第百十三条の四、第百十四条の三及び第百十五条の三において準用する場合を含む。）、第百八十一条第一項又は第百八十八条の二第二項の規定による期日の告示が行われる投票について適用し、この省令の施行の日の前日までに旧令第百条の二第二項（旧令第百十三条及び第百十六条の二（これらの規定を旧令第百二十条及び第百八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第百二十条、第百八十八条第一項並びに第百十三条の四、第百十四条の三及び第百十五条の三（これらの規定を旧令第百二十五条の六において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）

）、第百九条の三第二項（旧令第百十三条、第百十六条の二、第二百十三条の四、第二百十四条の三及び第二百十五条の三において準用する場合を含む。）、第百八十一条第一項又は第百八十八条の二第二項の規定による期日の告示が行われた投票については、なお従前の例による。

（市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第二条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行規則第一条第二項、第二条第二項、第十一条第二項及び第十二条第二項の規定並びに同令第一号様式、第二号様式、第四号様式、第五号様式、第七号様式から第九号様式まで及び第十一号様式から第十三号様式までの様式は、この省令の施行の日以後に改正令第七条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）第一条第二項、第十三条第二項（新令第二十九条において準用する場合を含む。）又は第二十七条第四項の規定による告示が行われる直接請求について適用し、この省令の施行の日以前に改正令第七条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下この条において「旧令」という。）第一条第二項、第十三条第二項（旧令第二十九条において準用する場合を含む。）又は第二十七条第四項の規定による告示が行われた直接請求については、なお従前の例による。